

広島県無形文化財の指定の解除について

〔 令和 3 年 5 月 19 日 〕
〔 文 化 財 課 〕

1 概要

広島県教育委員会は、令和3年4月21日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第24条第7項の規定により広島県無形文化財の指定を解除した。

広島県無形文化財である三次人形の製作技術の指定を解除する。

2 広島県無形文化財の指定の解除について

（ 種 別 ） 広島県無形文化財

（ 名 称 ） 三次人形の製作技術

（ 保 持 者 ） まるもと たかし
丸本 堯

（ 指定年月日 ） 平成18年4月17日

（ 解除理由 ） 令和3年3月14日に保持者が死亡したため

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和3年4月21日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	45	102
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	201		小計	318	519
重要無形文化財	0	無形文化財	2 (-1)	2 (-1)		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	1	1
小計	51	小計	248	299		
重要伝統的建造物群	3			3		
合計	292	合計	640	932		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11	
選定保存技術					1	
登録文化財			登録有形文化財		290	
			登録有形民俗文化財		1	
			登録記念物		3	

※1 網かけ部分が今回指定解除を決定した文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回指定解除をした後のものである。()は変更件数。